

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 愛媛県
農業委員会名： 松山市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,230	3,220				5,450
経営耕地面積	1,012	1,751	233	1,518		2,763
遊休農地面積	8.2	3.4				11.6
農地台帳面積	2,860	5,931				8,791

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	4,455
自給的農家数	1,733
販売農家数	2,722
主業農家数	620
準主業農家数	304
副業的農家数	1,877

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,085
女性	2,791
40代以下	962

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	864
基本構想水準到達者	169
認定新規就農者	52
農業参入法人	49
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	23
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	36

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		5,450ha	1,914ha
課 題	面識のある農家以外への農地の貸付は断られる場合が多く、閉鎖性がある。委員が仲介を行っても躊躇する場合もある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,225.5ha	1,896ha	32.7ha	84.78%

※1 集積目標は、松山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	1. 期間満了となる利用権の設定について、期間満了通知により再設定を促す。 2. 認定農業者等の会合での農地の流動化の推進を図る。 3. 経営所得安定対策の申告時に、利用権設定を促す。
活動実績	利用権設定期間が満了する者に対して毎月末に通知を行った。 また、通知に利用権設定申出書等を同封し、来庁者の手間を省くなど、手続きをしようとする者の負担軽減を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年度により農地中間管理事業による地域集積面積の差が大きいが、一定の集積ができた。
活動に対する評価	現在の方法によると、農業委員会が負担する通信費(郵便代金)は、多少発生するが、手続きに係る担い手の負担軽減を図るため、今後も同様の活動を継続することが必要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	31経営体	32経営体	50経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	14.6ha	16.4ha	17.6ha
課題	農業委員会事務局と、市長部局である松山市農水振興課が連携を密にして、情報共有のさらなる活性化が必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
31経営体	31経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
15.6ha	16.6ha	106%

※1 参入目標及び参入目標面積は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通じ、松山市農水振興課等の関係機関との情報共有を密にし、連携を図ることで、真に農業者の立場に立った対応を実施する。また、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基準として前年度と同等値を目標とする。
活動実績	就農相談の場合など、農業委員会事務局と松山市農水振興課職員が互いに窓口に出向き、相談者が円滑に手続き出来るよう積極的な支援を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	前回に引き続き目標を上回る実績を残すことが出来た。農業次世代人材資金の給付など各種支援の効果が現れている。
活動に対する評価	松山市農水振興課とは、今後も同様に綿密な連携をし、相談者の支援を継続することが必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,461.6ha	11.6ha	0.21%
課 題	農地の遊休化の原因となっている農産物価格の低迷状態の打開、後継者不足・高齢による労働力の不足が払拭されること、収益に確実に寄与する作物の明確化等。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3.6ha	3.6ha	100.00%

※1 解消目標は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	150人	6月～10月
農地の利用意向調査	調査実施時期:1月			
その他の活動	従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査に関わらず、適宜実施する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		150人	6月～10月	11月～12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		1月	1月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 115筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 11.6ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動	周辺で農業を営む者や、近隣住民からの通報に基づき、遊休農地の所有者に対して、適正な耕作に関する指導を臨時に実施した。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地の解消面積は目標をほぼ達したが、一方で新規発生が見られ、状況が改善しているとは言い難い。
活動に対する評価	熱中症等健康上の問題を懸念し、利用状況調査の実施期間に幅を持たせた。本市の農地の利用形態には樹園地が多く春季または秋季に調査を実施しても調査に影響はないと考えられるため、柔軟な調査体制を組みたい。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,450ha	15.16ha
課 題	山間部や平野部周辺の農地は、監視の目が届きにくいことから違反転用の発見が遅れがちとなる場合が多い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
14.57ha	0.56ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<p>違反転用の未然防止のため、農業委員会だより等を通じた転用許可制度の周知・啓発活動、及び相談活動を積極的に実施する。</p> <p>また、事案の発見・掌握については、委員・事務局職員の日常活動はもとより、一般市民からの通報や関係機関からの通知も利用する。</p> <p>なお、違反転用を発見した場合は、現地調査を行い、関係部局や県との連携を図りながら事情聴取、工事その他行為の停止、現状回復、または可能なものについては追認許可申請を指導し、再発防止を厳しく指導する。</p> <p>さらに、2年前の転用許可案件のうち転用確認未了のものについては、委員と事務局職員にて9月～11月に追跡調査を実施し、許可目的実現のための指導を行い、違反転用防止の一環とする。</p>
活動実績	<p>委員、事務局職員の日常活動の中で違反転用事案の把握に努めた。</p> <p>さらに、H31年度の転用許可案件のうち、転用確認未了のもの52件についても例年であれば10月、11月に農業委員と事務局職員とで追跡調査を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し事務局職員で実施し調査結果のみを各農業委員に報告するとともに、引き続き案件ごとの早急な転用確認申請、事業計画変更、転用事業の促進等について指導を行った。</p>
活動に対する評価	違反転用の是正には時間がかかるものが多く、県等と連携し是正指導を強化する必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 156件、うち許可 156件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	譲受人の耕作状況の確認を行うとともに総会開催前に行う地区審査(地元委員、申請者等、事務局職員参加)において、申請内容等の確認を行っている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	まず、全ての案件について調査票を見ながら、事務局がそれぞれの案件ごとに説明を行い、次に地元委員が補足説明の必要なものについて地元説明を行い、その後、全体で審議を行っている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	156件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会の終了後、速やかに、個人情報保護条例に留意しながら、審議過程の全てについて詳細に記した議事録を作成し、事務局に備え付けて縦覧に供している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	23日
	是正措置	今後もおおむね標準処理期間で処理できるよう努める。			

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 114件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請地の現況を確認するとともに申請書等に記載された内容の事実関係について総会開催前に行う地区審査(地元委員、申請者等、事務局参加)において確認している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	地区審査を経た案件について事務局が申請内容等や農地区分を説明するとともに、補足説明が必要なものについては地元委員が説明したうえで審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	総会の終了後、速やかに、個人情報保護条例に留意しながら、審議過程の全てについて詳細に記した議事録を作成し、事務局に備え付けて縦覧に供している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21日	処理期間(平均)	23日
	是正措置	今後もおおむね標準処理期間で処理できるよう努める。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	38法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	32法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	11法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	5法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	6法人
	提出しなかった理由	業務繁忙によるところが大きいと考えられる。
	対応方針	今後も督促を継続する。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	該当なし

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 263件 公表時期 令和4年3月 情報の提供方法:ホームページ及び機関紙(まつやま農業委員会だより)で提供する。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 372件 取りまとめ時期 令和4年3月 情報の提供方法:令和3年度事務処理実績報告として提供する。
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 8,758ha データ更新:農地の利用状況調査、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画及び配分計画に基づく利用権設定並びに中間管理権設定等を基に随時又は総会の都度更新した。 公表:農地情報公開システム(全国農地ナビ)で地図と併せて公表している。
		是正措置

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 特になし
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 特になし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

4 件

提出先及び提出した意見の概要	1.耕作放棄地の発生防止と解消に向けた取組について 2.有害鳥獣対策の強化について 3.担い手の確保、育成と就農対策について 4.農業所得の向上と経営の安定について
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--